

工場立地法に係る緑地面積率等の緩和について

工場立地法では周辺の生活環境との調和を保つために、工場敷地面積に対する緑地面積率等の基準を定め、工場敷地内に緑地等の確保を義務づけています。

明石市においては、市準則条例により、下表右の《現在の基準》の緩和基準が適用されておりました。

この度、地域の特性を生かして高い付加価値を創出することを目的として、地域未来投資促進法に基づく基本計画、及び新たな市準則条例が制定されました。住民の生活圏域と明確に区分されている南二見人工島に限定して、さらなる緩和を実施します。

		《新たな基準》 2025年4月1日以降 ※地域未来法による基準緩和		《現在の基準》 2022年5月20日 ～2025年3月31日 ※工場立地法による基準緩和	
区域		緑地面積率	環境施設 面積率	緑地面積率	環境施設 面積率
南二見(二見臨海工業団地)		1%以上	1%以上	5%以上	10%以上
南 二 見 以 外	工業地域・工業専用地域	5%以上	10%以上		
	準工業地域	10%以上	15%以上		
	その他の地域	20%以上	25%以上		

対象：敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上の工場等

【兵庫県環境の保全と創造に関する条例】

この度の工場立地法対象工場の緑地等基準の緩和に合わせて、「兵庫県環境の保全と創造に関する条例」による規制対象工場についても、同等の水準まで基準緩和されます。



【明石市工場緑化等に関するガイドライン】

明石市では、地域経済の活性化と工場周辺地域の生活環境との調和等を図るため、事業者が工場緑化等に取り組む上での具体的な指針となるガイドラインを2024年4月に作成しました。工場緑地面積率等の緩和基準の適用を受ける企業に対しては、ガイドラインを理解し、地域の生活環境との調和や地球温暖化対策等を促進するよう積極的な協力を求めます。

■問い合わせ先■

明石市 環境産業局 産業振興室 商工政策課

TEL：078-918-5098 FAX：078-918-5126

Mail：sansei@city.akashi.lg.jp

